

鯖江市男女共同参画苦情等処理委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、鯖江市男女共同参画推進条例施行規則（平成15年鯖江市規則第3号。以下「規則」という。）に規定する鯖江市男女共同参画苦情等処理委員会（以下「苦情等処理委員会」という。）の苦情等処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務の執行等)

第2条 苦情等処理委員会は次に掲げる職務を行う。

- (1) 市の男女共同参画に関する施策についての苦情の申出に関して、市長から依頼があった事案について調査する。
- (2) 男女共同参画の妨げとなるような人権侵害が行われた場合の相談の申出に関して、市長から依頼があった事案について調査する。

2 苦情等処理委員会は、前項の規定により調査をした苦情等について、合議により審議し、市長に対して事案についての意見等を付して調査結果を報告する。

3 規則第4条第2項の規定による、苦情等処理委員が独立して行う職務として調査、相談、あっせん、助言とし、苦情等処理委員の指示のもとで事務局が行うこともできるものとする。

(申出の方法)

第3条 規則第5条の規定により提出する書面は、男女共同参画苦情等申出書(様式第1号)とし、市長に提出する。

ただし、当該申出書の提出ができない特別な理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

(申出書等の受理および調査等の依頼)

第4条 市長は、前条の 申出書等を受理したときは、速やかに苦情等処理委員会に当該苦情等申出の調査等を依頼する。

2 市長は、調査等依頼をしたときは、その旨を申出人および当該申出に係る市の機関または関係人に対し、書面により通知するものとする。

ただし、相談申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、

この限りでない。

(調査を依頼しない申出事項)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、苦情等処理委員会に調査を依頼しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案および行政庁において不服申立の審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第12条の紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願または陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に関する事項
- (6) 苦情等処理委員の行為に関する事項
- (7) 人権を侵害された場合の申出が、当該申出に係る人権侵害のあった日から1年を経過した日以後にされたとき
- (8) その他、苦情等処理委員会が調査することが適当でないとする事項

2 市長は、前項の場合においては、申出について調査しない旨およびその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

3 市長は、前項の通知を行おうとする場合は、あらかじめ苦情等処理委員会に通知するものとする。

(苦情等処理委員会の調査等)

第6条 苦情等処理委員会は、申出に係る調査および処理を行うに当たり、市の機関に対し説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、もしくはその写しの提出を求め、または関係人に対し、資料の提出もしくは説明を求めることができる。

2 苦情等処理委員会は、関係者に対し資料の提出および説明を求めるときは、説明等依頼書により依頼するものとする。

(苦情等処理委員会の調査結果の報告)

第7条 苦情等処理委員会は、申出について調査が終了したときは、その結果

を速やかに市長に報告し、必要があると認めるときは、是正の指示等の措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。

(是正の指示等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、次の措置を講じることができる。

- (1) 是正の指示
- (2) 是正の要望
- (3) 助言

2 市長は、前項の措置を講じるか否かを判断するにあたっては、苦情等処理委員会の意見を尊重しなければならない。

3 第1項の是正の指示等を受けた市の機関は、当該是正の指示等に基づいて措置を講じたときは、その旨を書面により市長に報告しなければならない。

(調査結果等の通知)

第9条 市長は、いずれの措置も講じないときには、第4条第2項の規定による通知をした市の機関または関係人に対し、書面により通知するものとする。

(苦情処理結果の通知)

第10条 市長は、第7条および第8条に規定する調査結果および意見ならびに講じた措置の内容を当該申出人に対し、書面により通知するものとする。

(苦情処理の状況の報告および公表)

第11条 市長は、苦情等処理の状況について、鯖江市男女共同参画審議会に報告する。

2 市長は、次に掲げる事項を市民に公表するものとする。

ただし、公表に当たっては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をするものとする。

- (1) 市長が申出に係る市の機関に対して行った是正の指示、是正の要望、助言
- (2) 前号の是正の指示等に対して、市の機関が講じた措置

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。